

公立大学法人福井県立大学職員の勤務時間、休日および休暇に関する規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学職員就業規則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号。以下「就業規則」という。）第39条の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の勤務時間、休日および休暇に関して必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間45分以内とする。

2 公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第43号。以下「育児休業等規程」という。）第11条の2第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い理事長が定める。

3 公立大学法人福井県立大学職員就業規則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号。以下「職員就業規則」という。）第23条第1項の規定により雇用される職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長が定める。

(休日および勤務時間の割振り)

第3条 次の各号に掲げる日は、休日（勤務時間を割り振らない日をいう。次項以下同じ。）とする。ただし、理事長は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けるものとし、定年前再雇用短時間勤務職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けることができる。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に該当する休日を除く。）

2 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、休日である日を除く。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再雇用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(始業および終業時刻)

第4条 職員の始業および終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、育児短時間勤務職員の始業および就業の時刻は、理事長が別に定める。

(1) 始業時刻 午前8時30分

(2) 終業時刻 午後5時15分

(休憩時間)

第5条 事務職員（就業規則第2条第2項の「事務職員」をいう。以下同じ。）の休憩時間は、正午から午後1時までとする。教員の休憩時間は、午後0時10分から午後1時および午後2時30分から午後2時40分までとする。ただし、育児短時間勤務職員の休憩時間は、理事長が別に定める。

(勤務時間等の割振りの特例)

第6条 業務の性質上、特別の形態によって勤務する必要がある職員の始業時刻、終業時刻および休憩時間については、前2条の規定にかかわらず、別表第1のとおりとする。

2 職員が申請し、理事長が適当と認める場合には、始業時刻、終業時刻および休憩時間を別表第1に掲げる時間に変更することができる。

3 事務職員が申請し、理事長が適当と認める場合には、前条または前2項の規定による休憩時間を所定の開始時刻の1時間前、30分前、30分後または1時間後の時刻を開始時刻とする連続する1時間に変更することができる。

(休日の振替等)

第7条 理事長は、職員に第3条第1項の規定により休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、あらかじめ、その週の勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を休日に振り替え、またはその週の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振るこ

とをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「休日の振替等」という。）ができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めた場合には、前項中「その週の」を「当該勤務を命じようとする日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命じようとする日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある」と読み替えて前項の規定を適用することができる。ただし、休日の振替等を行った後において、休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日および休日の振替等により勤務時間が割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

（休日の代休日）

- 第8条** 理事長は、業務の都合上、あらかじめ前条に規定する休日の振替を行うことなく、第3条第1項に規定する休日に勤務を命じた場合には、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を指定することができる。

（休日の振替等および代休日の指定）

- 第9条** 休日の振替等および代休日の指定は、できる限り職員の意向に沿って行わなければならない。（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

- 第10条** 理事長は、業務のため臨時または緊急の必要がある場合には、職員に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第36条第1項の規定に基づく協定の定めるところにより、第2条から第7条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、事業の運営に著しい支障が生じると認められる場合として理事長が定める場合に限る。

（専門業務型裁量労働制）

- 第11条** 教員のうち、主として研究に従事する教授、准教授、講師および助教ならびに専ら研究に従事する助手については、労基法第38条の3第1項の規定に基づく協定の定めるところにより、専門業務型裁量労働制を適用することができる。

- 2 教員が前項の適用を受ける場合には、第3条第2項の規定にかかわらず、前項の協定に定める時間を勤務したものとみなす。

- 3 始業時刻、終業時刻および休憩時間は、第4条または第5条に規定する始業時刻、終業時刻および休憩時間を基本とする。ただし、専門業務型裁量労働制が適用される教員（以下、この条において「裁量労働制適用教員」という。）の裁量により変更できるものとする。

- 4 裁量労働制適用教員が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に勤務する場合は、理事長の承認を受けなければならない。

- 5 裁量労働制適用教員には、第7条第1項中、4時間の勤務時間振替に関する規定は適用しない。

- 6 裁量労働制適用教員に対する前条の規定の適用については、第2項の規定により始業時刻、終業時刻および休憩時刻が変更され勤務する時間は、正規の勤務時間とみなす。

- 7 裁量労働制適用教員に対する第14条から第16条までの規定の適用については、休暇の単位は全て1日として取り扱うものとする。

（育児または介護を行う職員等の時間外勤務、休日勤務および深夜勤務の制限）

- 第12条** 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（次項に規定する職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。なお、子には民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって里親となることを希望している者その他これらに準ずるものとして理事長が定めるものを含む。（以下第2項および第3項において同じ。）

- 2 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（次項に規定する職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第10条に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項および第5項において同じ。）をさせてはならない。

- 3 理事長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、第10条に規定する勤務をさせてはならない。

- 4 前3項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項および別表第4において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫その他理事長が定める者で負傷、疾病または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下において「要介護者」という。）を介護する職員に準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、

深夜において常態として当該子を養育することができるものとして理事長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育する」とあり、「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(次項に規定する職員を除く。)が、当該子を養育する」とあり、および前項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 理事長は、妊娠中の女性職員および産後1年を経過しない女性職員が請求した場合には、第10条に規定する勤務をさせてはならない。

6 前各項に規定するもののほか、育児または介護を行う職員等の勤務の制限に関しては育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の規定によることとし、職員の請求方法その他の手続に関しては理事長が定める。

(休暇の種類)

第13条 職員の休暇は、年次休暇、代替休暇、病気休暇、特別休暇および介護時間とする。

2 前項に定める休暇は有給とする。

(年次休暇)

第14条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員のうち、その者の育児短時間勤務の内容が育児休業等規程第11条の2第1項第3号または第4号に該当する場合は12日。定年前再雇用短時間勤務職員については、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で理事長が定める日数。ただし、退職に引き続き定年前再雇用短時間勤務職員となった者の当該年末までに付与される年次休暇については、当該退職時においてその者が有していた年次休暇の日数および時間数とする。)

(2) 当該年の途中において新たに職員となる者 別表第2に定める日数(育児短時間勤務職員のうち、その者の育児短時間勤務の内容が育児休業等規定第11条の2第1項第3号または第4号に該当する場合は在職期間の月数(1月末満の端数がある場合はこれを切り上げた月数)1月あたり1日として換算して得た日数)

2 理事長は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。

3 第1項の年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇のうち5日について、理事長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、取得計画表を作成し、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

4 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、当該年の年次休暇の日数から当該年に使用した日数(1日未満の端数がある場合はこれを切り上げた日数)を差し引いた20日(当該年に付与された日数が20日に満たない場合にあっては、その日数)を超えない範囲内の日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

5 前項の場合において、繰り越された年次休暇がある職員から年次休暇の請求があった場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

6 年次休暇の単位は、1日または半日とする。ただし、第1項または第2項の規定により与えられた年次休暇のうち、労基法第39条の規定に基づきその職員に与えられる年次休暇の日数を超える部分については、理事長が特に必要と認めるときは、1時間を単位とすることができる。この場合、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 育児休業等規程第11条の2第1項第1号の勤務の形態の育児短時間勤務職員 3時間55分

(3) 育児休業等規程第11条の2第1項第2号の勤務の形態の育児短時間勤務職員 4時間55分

(4) 育児休業等規程第11条の2第1項第3号または第4号の勤務の形態の育児短時間勤務職員

7時間45分

7 育児短時間勤務の開始または終了などにより勤務の形態が変更となる職員の当該変更の日以降における年次休暇の日数については、理事長が定める。

(代替休暇)

第14条の2 代替休暇は、労基法第37条第3項に基づく協定が締結された場合において、給与規程第19条第3項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、当該超過勤務手当の全部または一部の支給に代えて与えられる休暇とする。

2 代替休暇の時間数の算定方法、代替休暇の単位、代替休暇を与えることができる期間等については、前項の協定の定めるところによる。

(病気休暇)

第15条 病気休暇は、職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間等は別表第3に定めるとおりとする。

2 病気休暇の単位は、1日とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、1時間を単位とすることができる。

(特別休暇)

第16条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間等は別表第4に定めるとおりとする。ただし、育児休業等規程第11条の2第1項第3号または第4号の勤務の形態の育児短時間勤務職員の同表の区分第9、第14、第20および第21の場合における特別休暇の期間については、それぞれの区分に応じ同表の右欄に掲げる日数に5分の3を乗じて得た日数（当該日数に1日未満の端数がある場合にあっては、当該日数が1日に満たない場合ときはこれを1日とし、当該日数が1日を超えるときはこれを四捨五入して得た日数とする。）とする。

2 特別休暇の単位は、別表第4で1時間または30分を単位とする場合を除き1日とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、1時間を単位とすることができる。この場合、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 育児休業等規程第11条の2第1項第1号の勤務の形態の育児短時間勤務職員 3時間55分

(3) 育児休業等規程第11条の2第1項第2号の勤務の形態の育児短時間勤務職員 4時間55分

(4) 育児休業等規程第11条の2第1項第3号または第4号の勤務の形態の育児短時間勤務職員 7時間45分

3 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の特別休暇の期間および1日とする時間数については、その者の勤務日の日数等を考慮して、理事長が別に定める。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、公立大学法人福井県立大学職員給与規程第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇および介護時間の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇（別表第4第1号から第7号までおよび第18号に掲げる場合における休暇（別表第4第6号に掲げる場合における休暇にあっては、女性職員の取得に係るものに限る。）を除く。）および介護時間については、理事長の承認を受けなければならない。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の前日において、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号）（以下「旧制度」という。）による制度（以下「旧制度」という。）の適用を受けていた職員が、引き続き法人の職員となった場合における施行日以後に係る週休日の振替等の通知は、なおその効力を有する。

3 旧制度の適用を受けていた職員が、引き続き法人の職員となった場合における施行日前の年次休暇の残日数、病気休暇および特別休暇の取得日数は、施行日において、これを承継する。

4 施行日の前日までに承認された施行日以後に係る年次休暇、病気休暇および特別休暇については、この規程に基づき承認を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は平成21年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

- 1 第14条第3項の規定は、平成31年4月1日以降に年次有給休暇が10日以上付与された職員に対して適用する。ただし、当該規定は、平成31年3月31日以前に年次休暇が10日以上付与された職員については、平成31年12月31日までの間、適用しない。
- 2 年次休暇の付与日が本学の基準日（毎年1月1日）以外の職員については、当該付与日から翌年12月31日までの期間の長さに応じて第14条第3項本文の年次休暇の日数を按分して取得させるものとする。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。令和5年4月1日から適用する。

別表第1 (第6条関係)

勤務時間	教員の休憩時間	事務職員の休憩時間
午前6時～午後2時45分	午前10時30分～午前10時40分および午後零時10分～午後1時	正午～午後1時
午前6時30分～午後3時15分	午前10時30分～午前10時40分および午後零時10分～午後1時	正午～午後1時
午前7時～午後3時45分	午前10時30分～午前10時40分および午後零時10分～午後1時	正午～午後1時
午前7時30分～午後4時15分	午前10時30分～午前10時40分および午後零時10分～午後1時	正午～午後1時
午前8時～午後4時45分	午後零時10分～午後1時および午後2時30分～午後2時40分	正午～午後1時
午前9時～午後5時45分	午後零時10分～午後1時および午後2時30分～午後2時40分	正午～午後1時
午前9時30分～午後6時15分	午後零時10分～午後1時および午後2時30分～午後2時40分	正午～午後1時
午前10時～午後6時45分	午後零時10分～午後1時および午後2時30分～午後2時40分	正午～午後1時
午前10時30分～午後7時15分	午後零時10分～午後1時および午後2時30分～午後2時40分	正午～午後1時
午前11時～午後7時45分	午後4時30分～午後5時30分	午後5時30分～午後6時30分
午前11時30分～午後8時15分	午後4時30分～午後5時30分	午後5時30分～午後6時30分
正午～午後8時45分	午後4時30分～午後5時30分	午後5時30分～午後6時30分
午後零時30分～午後9時15分	午後4時30分～午後5時30分	午後5時30分～午後6時30分
午後1時～午後9時45分	午後4時30分～午後5時30分	午後5時30分～午後6時30分

別表第2（第14条関係）

在職期間	日数
1月までの期間	2日
1月を超え2月までの期間	3日
2月を超え3月までの期間	5日
3月を超え4月までの期間	7日
4月を超え5月までの期間	8日
5月を超え6月までの期間	10日
6月を超え7月までの期間	12日
7月を超え8月までの期間	13日
8月を超え9月までの期間	15日
9月を超え10月までの期間	17日
10月を超え11月までの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第3（第15条関係）

区分	期間
1 結核性疾患により長期の療養を要する場合	1年以内
2 特定疾患その他これらに類すると理事長が認めるものにより療養を要する場合	180日以内
3 負傷または上記以外の疾患により療養を要する場合	90日以内

（備考）

「特定疾患」とは、悪性新生物、糖尿病、統合失調症、そううつ病、慢性リウマチ性心膜(包)炎、僧帽弁の疾患、大動脈弁の疾患、本態性高血圧症、高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患、二次性高血圧症、心筋こうそく、狭心症、慢性肺性心疾患、心筋症、伝導障害、心不全、くも膜下出血、脳内出血、脳実質外動脈の狭そく症および狭さく症、脳動脈の狭そく症、一過性脳虚血、大動脈りゅう、慢性肝疾患、肝硬変、慢性腎疾患をいう。

別表第4（第16条関係）

区分	期間	
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める期間	
3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定により交通を制限され、または遮断された場合	その都度必要と認める期間	
4 業務または通勤により疾病にかかり、または負傷し、療養を要する場合	療養に必要と認める期間	
5 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の場合および産後8週間を経過しない場合	その都度必要と認める期間	
6 職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	一日2回それぞれ30分	
7 女性職員で生理日の勤務が著しく困難である場合または生理に有害な職務に従事する場合	連続する2日以内（ただし医師が2日を超える期間必要と認める場合はその期間）	
8 職員が骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、または配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出または提供に伴い検査、入院等が必要なとき	その都度必要と認める期間	
9 職員が結婚する場合	7日以内	
10 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い入院の付添い等を行う場合	病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの間において2日以内	
11 職員が、親族等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、一親等の親族および二親等の親族（祖父母、兄弟姉妹および孫以外の二親等の親族にあっては職員と同居しているものに限る。）をいう。）の看護をし、その親族等が受ける機能回復訓練の介助をし、またはその親族等が受ける予防接種等につき添う場合	時間単位または1日単位で、1の年において5日（当該親族等が2人以上の場合にあっては、10日）以内	
12 職員の親族が死亡した場合	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	連続する7日以内
	父母	
	子	連続する5日以内
	祖父母	連続する3日以内（職員が代襲相続をする場合にあっては、連続する7日以内）
	孫	1日以内
	兄弟姉妹	連続する3日以内
	おじまたはおば	1日以内
	父母の配偶者または配偶者の父母	連続する3日以内（職員と生計を一にしていた場合にあっては、連続する7日以内）

	子の配偶者または配偶者の子	1日以内（職員と生計を一にしていた場合にあつては、連続する5日以内）
	祖父母の配偶者または配偶者の祖父母	1日以内（職員と生計を一にしていた場合にあつては、連続する3日以内）
	兄弟姉妹の配偶者または配偶者の兄弟姉妹	
	おじまたはおばの配偶者	1日以内
13	父母の祭日の場合	父母の死亡後15年以内において年各1日以内
14	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の6月から10月までの期間内における週休日、休日および代休日を除いて原則として連続する5日以内
15	天災地変その他の非常災害により次のイまたはロに掲げる場合その他これに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき イ 職員の現住居が滅失し、または損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、または一時的に避難しているとき ロ 職員および当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	連続する7日以内でその都度必要と認める期間
16	天災地変その他の非常災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間
17	学校教育法に定める大学の通信教育の面接授業を受ける場合	その都度必要と認める期間
18	妊娠中または出産後1年以内に女性職員が保健指導等を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき、その都度必要と認める期間
19	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響がある程度に及ぶ場合	1日1時間以内
20	妊娠中の女性職員がつわり等のため勤務することが著しく困難な場合	7日以内
21	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日以内
22	職員が心身の活力の維持および増進を図るために勤務しないことが相当であると認められる場合	勤続期間が30年に達した職員 勤続期間が30年に達した日以後における最初の4月1日から起算して1年を経過する日までの期間内における週休日、休日および代休日を除く連続する5日以内

	勤続期間が20年に達した職員	勤続期間が20年に達した日以後における最初の4月1日から起算して1年を経過する日までの期間内における週休日、休日および代休日を除く連続する3日以内
	勤続期間が10年に達した職員	勤続期間が10年に達した日以後における最初の4月1日から起算して1年を経過する日までの期間内における1日
23	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
24	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫その他理事長が定める者で要介護者の介護その他の理事長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	時間単位または1日単位で、1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）以内
25	天災地変その他の非常災害または交通機関の事故等の際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間
26	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	時間単位または1日単位で、1の年において6日（当該通院等が体外受精または顕微授精に係るものである場合にあつては10日）以内